

生活保護の受給者

介護保険負担限度額認定の対象となる方 (フローチャート)

いいえ

世帯全員(※1)が市町村民税非課税

いいえ

はい (※1)住所が異なる配偶者を含む

老齢福祉年金(※2)を受給している

(※2)老齢福祉年金とは

次のいずれかの条件を満たす人

1. 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人であること。
2. 明治44年(1911年)4月2日から大正5年(1916年)4月1日までに生まれ、国民年金の保険料納付済期間が1年未満で免除期間を合せて4年1月から7年1月以上ある人。

いいえ

はい

前年中の「合計所得金額」+「課税年金収入」+「非課税年金収入」の合計

① 82.65万円以内

いいえ

② 82.65万円超120万円以下

いいえ

③ 120万円超

はい

はい

はい

預貯金等資産要件

単身：1,000万円以下
夫婦：2,000万円以下

はい

いいえ

第1段階

預貯金等資産要件

単身：650万円以下
夫婦：1,650万円以下

はい

いいえ

第2段階

預貯金等資産要件

単身：550万円以下
夫婦：1,550万円以下

はい

いいえ

第3段階①

預貯金等資産要件

単身：500万円以下
夫婦：1,500万円以下

はい

いいえ

第3段階②

非該当(第4段階)



注意事項

※以下の要件に当てはまる場合は、変更前の区分で食費・居住費(滞在費)の負担軽減を受けている給付費分の返還請求を行う場合があります。

また、虚偽の申告により負担軽減を受けている場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

- ・ 所得更正があった場合・・・申請日の属する月の初日(更新の場合は8月1日)まで遡って変更になります。
- ・ 世帯の状況に変更があった場合・・・対象外となった事実が生じた日の属する月の翌月から変更になります。
- ・ 預貯金等の額に変更があった場合・・・対象外となった事実が生じた月の翌月1日から対象外となります。